

ローカル5Gの導入事業者の方へ

5G税制の利用ガイド

ローカル5G編

令和6年4月版

お問い合わせ先
総務省 情報流通行政局
デジタル経済推進室
電話：03-5253-5757（直通）

【5G税制の概要】

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

Society5.0の実現、様々な社会課題の解決、国際競争力の強化を目指して、ローカル5Gをはじめ、5Gの導入を促進するための制度です。

ローカル5G導入計画の認定を受け、新たに5G設備を導入した場合、**法人税・所得税及び固定資産税の特例措置**が受けられます。
令和4年度の**法人税・所得税からの控除額は取得価額の15%、対象設備の固定資産税の課税標準が3年間、1/2**となります。

本税制は令和6年度末までが適用期限です。

お早めの申請をお待ちしております。

【ローカル5G設備導入計画の認定】

課税の特例を受けるためには、
あらかじめシステム導入計画を提出し認定を受ける必要があります。

計画を提出

特定高度情報通信技術活用システム導入計画 (免許人の事業を所管する大臣による認定)

① 安全性・信頼性

- ・サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、速やかに報告を行うための体制が確保されているか
- ・サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、関係主体との適切な情報の共有のための体制が確保されているか
- ・サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策が実施されているか

② 供給安定性

- ・システム導入に当たって満たすべき国内関係法を遵守しているか
- ・保守及び管理に必要な体制が整備されているか

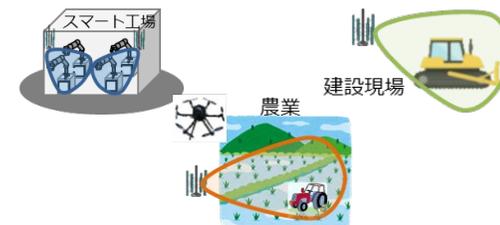
③ オープン性

- ・導入する設備がマルチベンダーによる相互接続性・運用性が確保されているか

上記3点を満たす計画を提出いただきます

計画認定後

認定済導入計画に基づき、
5G設備等を導入



対象5G設備の投資について、
課税の特例等
(税額控除等)

【課税の特例等の詳細】

認定導入計画に基づき取得したローカル5G情報通信システムの一定の設備について**法人税等の特例措置**を受けることができます。

① 法人税・所得税

【適用期限：令和6年度末まで】

税額控除	又は 特別償却
令和4年度： <small>取得価額の</small> 15%	30%
令和5年度：9%	
令和6年度：3%	

控除額は当期法人税額の20%が上限

本税制措置は、要件を満たせば業種及び資本金規模を問わず、幅広くご活用いただくことができます。

詳細については申請要領をご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000812264.pdf

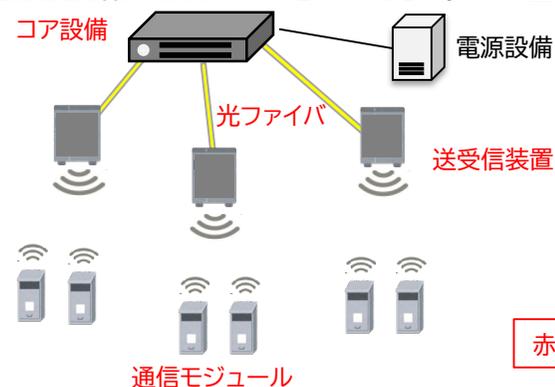
② 対象設備※の固定資産税

【適用期限：令和6年末まで】

課税標準を3年間、1/2とする

※対象設備（先進的なデジタル化の取組に利用されるものに限る）

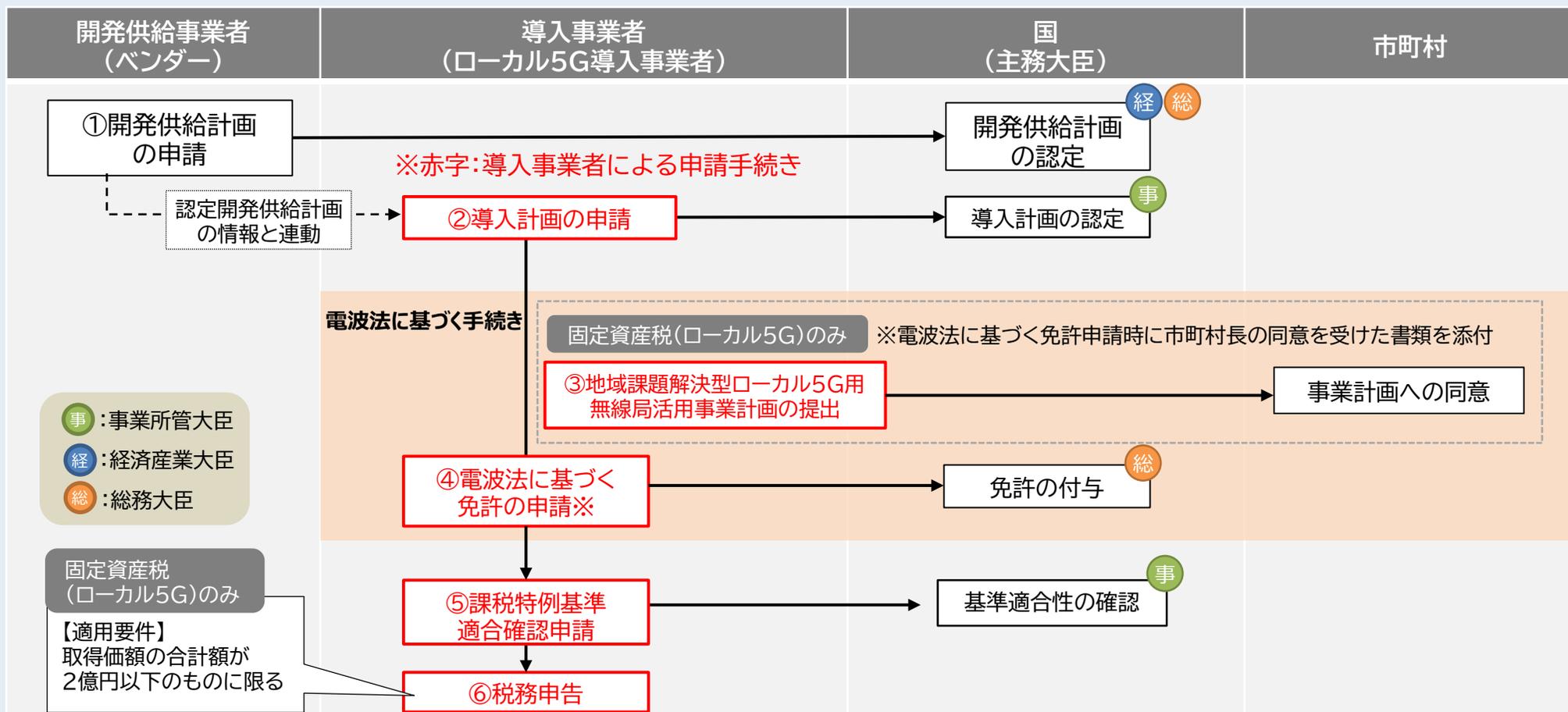
- 基地局の無線設備
- 交換設備
- 伝送路設備（光ファイバを用いたもの）
- 通信モジュール



赤字：適用対象

【参考：5G税制適用までの手続きの流れ】

税制措置の適用を受けるためには、システム導入事業者は、以下の手続きで「導入計画の認定」及び「課税特例基準適合性確認」を受ける必要があります。



【参考：よくあるご質問集①】

Q1 本制度の対象者とは。

A1 ローカル5G設備等の導入計画を作成し、要件等を満たすことで認定を受けた事業者の方が、税制措置を受けることができます。

Q2 導入計画の認定の要件とは。

A2 開発供給計画の認定を受けたシステムの導入であることが原則となります。安全性・信頼性、供給安定性、オープン性の観点で認定を行います。

Q3 特別償却とは。

A3 通常の償却限度額を超えて特別に償却ができる制度です。取得価額の30%となります。

Q4 特別償却と税額控除を併用することは可能か。

A4 同一設備に対して、特別償却と税額控除を併用することはできませんが、設備ごとに特別償却と税額控除の措置を使い分けることは可能です。

Q5 法人税・所得税の特例措置と固定資産税の特例措置は併用できるか。

A5 いずれも要件を満たすのであれば併用可能です。

【参考：よくあるご質問集②】

Q6 減価償却資産の取得価額の範囲には、工事費は含まれるのか。

A6 一般的に、工事費は取得価額に含まれます。

Q7 リースは対象となるか。

A7 ファイナンスリースのうち、所有権移転ファイナンスリース取引は税額控除・特別償却いずれも対象になりますが、所有権移転外リース取引は税額控除のみ対象です。
オペレーティングリースや単なるレンタルは税額控除・特別償却いずれも対象外になります。

Q8 自らが製作し、資産計上した設備は対象となるか。

A8 取得（購入）以外に、自ら製作するものも対象に含まれます。自ら製作する場合は、開発供給計画及び導入計画の両方で認定を受ける必要があります。

Q9 税制対象設備の「先進的なデジタル化の取組に利用されるもの」に該当しないものは何か。

A9 例えば、ローカル5Gシステムの導入の主たる目的が「集合住宅等の一般家庭向けにインターネットサービスを提供すること及びそれに類すること」であるものは「先進的なデジタル化の取組に利用されるもの」に該当しません。税制措置の適用対象外となります。

【申請要領】

税制の詳細、申請書等は、下記ウェブサイトからご確認ください。

総務省 地域社会DXのトビラ 支援メニュー

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html

地域社会DXのトビラ



お問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 デジタル経済推進室

電話：03-5253-5757（直通）